

The conference of Tohma



2012.11

第154号

# とうまの議会

発行：当麻町議会 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号 TEL (0166) 84-2111

第3回定例会開催



第7回とうま新米・新そばまつり(10月7日)

## 今号の目次

町政を問う（一般質問）	P 2
議案の審議	P 9
地方の声を国政の場へ（意見書）	P11
平成23年度決算審査	P12
第3回臨時会	P14
議会のうごき	P14
委員会活動	P15
議案審議の結果	P16
議案の採決結果	P17



# 平成24年 第3回定例会

平成24年第3回定例町議会は、9月18日に招集され、会期4日間で開かれました。

初日は、町長の行政報告、5議員からの一般質問につづき、専決処分の承認、固定資産評価審査委員会委員の選任、教育委員会委員の任命、条例の一部改正3件、工事請負契約の締結、補正予算3件など計10件が審議されました。

また、平成23年度当麻町一般会計ほか5特別会計及び水道事業会計決算については、決算審査特別委員会を設置し付託しました。

最終日(21日)は、決算審査特別委員会の審査結果報告と意見書などを審議しました。

なお、今号では第3回臨時会(8月7日開催)についてもお知らせします。

[議案審議結果は16・17ページをご覧ください]

●  
ここが聞きたい

## 町政を問う

第3回定例会において、前田、福山、加藤、山下、澤田の5議員が一般質問を行い、町長の考えを尋ねました。

(要旨にて掲載)

# A & Q

**問** 人・農地プランについて

**答**

プランを見直し  
農業の持続的発展に取り組む

農 業 振 興



前 田 議 員

**問** 当麻町における農業は、恵まれた気候風土によって、水稻栽培を中心とした農業経営を行って参りましたが、昨今のコメ余り事情、国内景気の低迷を受け、米価は下落の一途をたどっており、非常に厳しい農業経営を余儀なくされています。

農業農村をめぐる情勢は、WTO、FTA交渉の進展、環太平洋経済連携協定(TPP)交渉への参加へ向けた協議など、今後の動向に不安定視される所であり

ます。

農林水産省は今年度から、離農した農家が他の農家に農地を賃貸した場合に協力を支払う「農地集積協力金」制度を始め、営農意欲のある農家の規模拡大を後押しするとともに、担い手づくりなど地域振興の基本計画(マスタープラン)をつくった集落へ予算を集中的に投じ、今後5年間で、水稻の生産コストの減少を目指すとしています。

また、こうした農地流動化を確実にするため、今後、いつ、誰が誰に、どれだけの農地を貸すか・などの計画を示す「人・農地プラン」は、農地集積交付金の交付を受ける条件となっており、当麻町においても、平成24年度からの交付を受けるために、平成23年度で「人・農地プラン」を早々

に作成されました。

今後、当麻町として「人・農地プラン」を進める上で、農地集積、後継者の育成、新規就業対策など、どう考えているのか、本町の対応を伺います。



菊 川 町 長

**答**

国は、平成23年10月に決定した「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」により、持続可能な力強い農業の実現を図るため、23年度第4次補正予算以降において、農業の基本となる人と農地の問題を一体的に解決するため、具体的取組を進めている所であり、農地集積協力金、青年就農給付金、スーパーL資金の5年間無利子化規模拡大加算の交付を受けるために、23年度補正予算から取り組んでおり、当麻町全体を一つの地域に設定しております。

すでに国に沿った形で計画を立てており、受け手である認定農業者で65歳以下または後継者がいる担い手、出し手である高齢により農業をリタイアする農業者等、その他の農業者に区分し、28年度までの経営規模、貸付け等予定の計画を立て、利用図面を作成、この原案を基に認定農業者協議会、農業法人会等の各代表者で構成されている人・農地プラン検討会を3月30日に開催し、同日策定しております。

この「人・農地プラン」は、新たな対象者が発生したときには、随時見直すことができますが、本年10月頃から交付対象者を把握するため、農地の出し手・受け手の予定者、貸付年度等について意向調査を実施し、プランの見直しを考えています。

町として、農地の移動の際、すでに農地集積を進めておりますが、今後、将来的労働力不足の解消とコストの低減を図る目的から、本年度より実施された農地集積協力金及び昨年度より実施された規模拡大加算を有効に活用するため、プランの見直しと合わせ、更に農地の集積に努めてまいります。

また、後継者の育成、新規就農対策としては、本町でも農業者の高齢化、後継者不足のため、新規就農者を含めた地域担い手の確保、育成は重要な課題と考えております。

今後、新規就農の情報把握に努

め、青年就農給付金の対象となる担い手はプラン見直し時に位置付けし、当麻町アグリサポート事業をフルに活用し、担い手の確保に努め、将来の農業の持続的発展につながるよう取り組み所存でありますので、ご理解願います。

## 問 公民館新築に伴う 運営の見直しを

## 答 公民館運営審議会と協議・検討

### 公 民 館 活 動



福 山 議 員

**問** 新公民館の建設については、現在、町行政と住民代表や町内在住の学識経験者などにより基礎設計についての意見交換が行われており、11月には実施設

計に入る予定と伺っております。町民と行政が一体となり、協働による公民館づくりを行うことは高く評価されるべきものと思えますし、平成26年3月に竣工予定の新しい公民館が、今後、マチづくり人づくりの拠点として機能していくことを強く期待いたします。さて、こうした観点から新公民館の完成後における運営・管理のあり方について何点か伺います。まず1点目は、館内の諸設備や備品などの管理についてでありま

す。

ご承知のように新しい公民館は電動式の移動客席をはじめとして、様々な音響設備や舞台・照明設備など最新の機器が導入されることとなります。それだけに従来の管理人とは別に、機材や諸設備などに熟知し、一定の専門性を持った担当職員の配置が不可欠と思われませんが、今後どのように対応されるのか伺います。

2点目は公民館の運営について伺います。

本来的に多目的ホールや公民館の構造は、将来的にその建物をどのようにに活用していくのか、どのような内容の企画事業を行うかによって決まっております。言い換えますと本町の場合、中央公民館の館長は教育課長ですので、行政の立場から社会教育法第20条及び第22条に基づき、多様な学習機会の提供を目的として、どのような事業プログラムを組み上げて行くのかにかかってくるのではないのでしょうか。

今回、新築設計に向けた流れの中で、そうした主体的な発想がやや乏しいように感じられます。今後、公民館の有効活用に向け、

より積極的な事業運営が求められますが、どのようなスタンスでとり組まれるのか伺います。

3点目は、「当麻町公民館管理運営に関する規則」の見直しについて伺います。

平成15年6月6日に文科省は告示第112号として「公民館の設置及び運営に関する基準」を定めております。その概略は公民館の健全な発達や水準の維持向上を図ることを趣旨とし、そのために開館時間の延長や企画・管理の外部委託など、運営の仕方そのものを地域の実情に応じて柔軟にすることが謳われております。

この際、新しい公民館が出来るのを機に「当麻町公民館管理運営に関する規則」の全面見直しを行うべきと思いますが、教育長の考えを伺います。



機 谷 教 育 長

**答**

公民館新築に伴う公民館運営の見直しについてですが、公民館の建設については、現在、町民代表者や関係者で構成する「(仮称)当麻町公民館建設事業基本実施設計業務検討委員会」を設置し、設計業者と協議を行い平成25年度の建設に反映できるよう意見、議論をいただいているところであります。

ご質問の1点目、最新の機材や諸設備に熟知した専門職員の配置についてありますが、ホールの音響、照明設備につきましても「検討委員会」で、どのような機材が当ホールにふさわしいか議論をいただいているところであり、今後、「検討委員会」の中で具体的に定めてまいりますので、機材等が決まった段階で職員の配置等の検討をしてまいりますので、ご理解願います。

2点目の公民館の運営ですが、建設する公民館は文化センターと福祉会館機能を併せ持つ施設として進めています。公民館として生涯学習の拠点でもありますので、現在実施していますイチイ学園や少年ふるさと教室などの公民館事業の拡充と、住民ニーズの把握に

努め、自主的な学習活動に対する場の提供や町民の自発的活動を支援する体制を整備し、公民館運営審議会とも協議を行い、今後の事業運営と公民館が積極的に活用されるよう取り組んでまいります。

ご質問の3点目、「当麻町公民館管理運営に関する規則」の見直しについてですが、議員ご指摘の文科省の告示112号「公民館の設置及び運営に関する基準」は、生涯学習社会の進展、地方分権の推進に伴い、画一的な基準の弾力化や国の関与の限定と地域の自由度の裁量の増加、多様化、高度化する学習ニーズや情報化の進展に伴う現代的課題への対応などを踏まえ改正されたものと承知しております。

今後、これらの基準も勘案し、公民館運営審議会と協議・検討を図りながら、町民が利用しやすい公民館となるよう、条例・規則等の整備を進めてまいります。

新しい公民館が、まちづくり・人づくりの拠点として、豊かな地域づくりの寄与出来るよう運営してまいりますのでご理解願います。

再 質 問

**問**

福山議員  
成人教育に対する学習機会  
の提供が非常に少なく、増やした

**答**

教育長  
幅広く町民から多く要望が  
出されることを期待しており、取  
り入れたいと考えている。

方が良いと思うが、どう考えているのか。

**問**

- ①積極的な企業誘致を
- ②公営住宅の取り壊しについて

**答**

- ①経済不況により困難な状況
- ②計画に沿って進める

企業誘致・公営住宅



加 藤 議 員

**問**

町は、これまで、企業  
に対して誘致の働きかけを  
どのように行っていたのか。

また、企業誘致に関するPRが  
不足しているように思われ、も  
う少し積極的に進めてはどうか。

その方策の一つとして、かつて  
商工業振興条例があり、誘致企業  
に補助金を出す制度もあったが、  
この制度を復活する考えはないか  
伺います。

町では、現在、公営住宅柏ヶ  
丘団地入居者の移転を行っている  
が、完了の用途を何年度と捉えて  
いるのか。また、その後の建物に  
ついては取り壊すことになると思  
うが、その場合、建築経過年数の  
短いものを残すなど一部とするの  
か全部とするのか、その取り壊し  
の用途は何年度と捉えているのか  
伺います。



**答**

町 長

① 企業誘致につきましては、地域振興促進条例を活用し押し進めているところでありますが、昨今の経済不況により大変難しい状況かと思えます。

商工業振興条例を復活せよとのことですが、本条例を復活しても、直接企業誘致に結びつくか疑問であります。

雇用の場拡大については、近年本町に進出していただいた、田中石灰工業株式会社旭川プラスチック再生センターや老人保健施設、グループホーム等により雇用の場として提供していただいております。今後も努力してまいります。

● 公営住宅の移転計画、取り壊

用語解説

公営住宅等  
長寿命化計画とは…

安全で快適な住まいを長きに渡って確保するため、修繕、改善、建替などの公営住宅の活用手法を定め、長期的な維持管理を実現することを目的とした計画です。

計画期間は平成22年度から平成31年度までの10年間で



再質問

しについては、今まで何度か説明している通りであります。当麻町公営住宅等長寿命化計画に添って取り進めてまいります。

**問**

加藤議員

農村地域工業等導入実施計画がありますが、農工団地に企業を呼ぶ看板や広報紙・ケーブルテレビを通じて常時PRをすべきではないか。

**答**

町 長

農工団地については、いろんな整備の問題があり、現在そのような状況であります。当然、我々も希望があればその仲介の

労を惜しみませんし、積極的に取り組んでまいりますけれども、なかなか現状としては難しいというふうに捉えております。

**問**

①人口減の歯止め対策は  
②いじめをなくすには

**答**

①定住人口の維持や  
住宅関連施策に取り組む  
②家庭や地域と連携する中で対応

人口対策・いじめ



山 下 議 員

**問**

● 当麻町の人口は本年7

月末現在で7,118人と、平成17年の国勢調査時7,473人に比較して355人の減となり人口減少に歯止めがかからない状況にあります。

1970年当時の人口は11,

068人で、農業や林業・商工業など多くの産業があり、大勢の方々が就業されてきました。

特に、林業においては製材工場をもつ大きな会社が5社もあり、林業の町ともいえるほどの盛んな状況にあったと記憶しております。

しかし、平成2年の国勢調査では3,492人の町内就業者（農業者含む）がいましたが、平成17年には2,434人と大きく減少しており、現在では、より少なくなっていることが予想されます。

人口と就業者数の減に端を発し、本町の活性化に多少なりに、また、

税収減がまちの発展に少なからず影響していくことが心配されます。

町長は、まちづくりの中でこのような人口と町内就業者数減の状況をどのように認識されているのか。本町の人口をより増やす策は、また、産業の育成・誘致をどのように考えておられるのか伺います。

● 1994年11月愛知県西尾市の中学2年男子生徒の自殺に端を発し、今年7月、滋賀県大津市のいじめによる自殺事件は、教育関係者によるいじめ事案の隠蔽がなされました。警察や第三者委員会の設置にまでおよび、教育に対する信頼関係が薄れ、社会に与えた影響は大きなものであります。

このことは決して、大津市だけの問題ではなく対岸の火ではないと言ふことを認識しなければならぬと考えます。3者（学校・親・地域）がより密に連携していくこと、そして、大人社会が子供の命をしっかりと守っていくことが大切と考えます。

政府は、8月28日に新たな自殺総合対策大綱を決め、いじめによる自殺対策を最重要課題としています。その内容は、すでに道教委から通達はあることと思えます。

教育長を先頭に教育現場と共にしっかりと「いじめゼロ」にむかって進んでおられることと思えますが、大津市の問題以後、本町教育現場における取組みを教育委員会としてどのように考えておられるのか伺います。

**答** 町長

● 人口減の歯止め対策についてであります。全国的な少子・高齢化、人口減少社会の中で、本町においても就業者の年齢が高くなり、就業人口の減少が続いておりますが、本町における既存の産業が足腰の強い安定した持続的なものへと発展し続けるためには、経営的にも高収益で魅力ある産業となり、担い手不足の解消を図っていくことが基本と捉えております。

当麻農業の生産性を高めるための施設への助成や、地元産業の振興発展のため、農業や商工業の後継者の育成支援などを町では行っていく考えであります。町の産業をなお一層魅力あるものへとするためには、生産者や事業者、関係機関と行政が一体となり知恵を出し合い、創意と工夫によって各種施策の展開を図って行くことが

重要と考えております。

人口を増やす策ではありますが、人口減少社会、過疎化の中にあつて町の人口の増を図っていくことは、現実的には、かなり厳しいものがあると考えております。

企業誘致も重要であります。当麻町の現状を考える時、定住人口の維持に関する施策に力を入れていくべきと考えております。このため、子供を育てやすい環境づくりや高齢者、障がい者が安心して暮らしやすい環境づくりに努めるとともに、住宅関連施策にも併せて取り組んで行く考えでございます。

今後とも、住んでみたい、住んで良かったと実感できるまちづくりを一步一步着実に進めてまいり所存でありますので、ご理解願います。

**答** 教育長

● 「いじめ」は、決して許されることではないと認識しております。教育委員会といたしまして、「いじめは起こりうる」という前提の下で、目こらから、学校との連携を密にし、情報の共有を図り「いじめ」への対応に努めております。

学校の取り組みへの支援といったしましては、いじめの実情の把握を迅速に行い、問題の解決と正常な教育活動の確保に向けた指導・助言にあたっております。

また、思春期の難しい時期に当たる中学校には、いじめや学校生活に悩む生徒が相談できる窓口として「心の教室相談員」を継続して配置し、効果を上げております。教師が児童生徒からの悩みを相談されるためには、何よりも目こらから子ども的人格を尊重した接し方に心がけるとともに、日常の教育活動はもちろんのこと少年団活動や部活動なども通して、深い信頼関係を築くことが重要であります。

また、学校と家庭や地域との信頼を確保することも不可欠であります。

参観日や保護者懇談で協力を求め、十分な意思疎通を図ることや学級通信、学校だよりで必要な情報提供を図っていくことなどが大切でありますので、今後も各学校に対して適切な指導に努めてまいります。

いずれにいたしましても、「いじめの未然防止」のためには、学

校・教育委員会のみならず、家庭や地域とも連携する中で対応していくことが必要と考えております。そういった意味からも、本町の青少年健全育成町民ネットワーク推進委員会や人権擁護委員会なども、一層の連携を深め、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に全力で取り組んでまいりますので、ご理解を願います。

## 再質問

**問**

山下議員

2030年ごろ本町の人口は、5,000人を切ると新聞報道でありました。

そのような事態にならないように、もっと当麻町をPRして知っていただくことが大事だと思います。

そこで、「とうま」と読む名字のかたを募集して、イベントなどに来て楽しんでいただき、最後には、当麻町に住んでみたいという人が1人でも増えていくことが大事な事と思います。

町長の考えを伺います。

**答**

町長

名前の縁で町づくりの起爆剤として活用せよと本当に貴重なご意見であります。

これからも、議員の皆さんと一緒に十分検討してまいりたいと思います。

**問**

山下議員

教育長が先頭に立って、学校側と生徒指導会議を最低月1回は一緒にするのが大事だと私は考えます。

当麻町の現況はどうなのか伺います。

**答** 教育長

当麻町の学校では、先生方の指導が行き届いています。子どもの悪質ないじめもありませんし、学校内でも指導が十分行き届いている状況です。

子どもに対する指導は、月2回、先生方全員で情報を交換し、共有しています。

**問**

LED照明機器等の購入に係る助成について

**答**

一部助成を検討

節 電 対 策

**問**

7月から9月の「7%節電の夏」は計画停電の実行もなく無事に乗り越えられたものの、今年の冬も電力不足と発表になり「政府が一般家庭や事業所を対象に12月から来年3月まで平日に24時間、2010年度対比で10%前後の節電要請を検討し、道

も家庭向け省エネキャンペーンの「冬版」を11月に始める」との報道がありました。

一般家庭においては、節電期間に関わらず普段から少しでも電気を安く抑えたいと涙ぐましい努力をしております。これ以上の節電となると、夏はともかく冬になると暖房は欠かせず、また照明の使用時間も長くなり大変厳しいものになります。

そこで、今注目されているのが住宅の照明をLED照明に交換することです。LEDの特徴として、消費電力量が約59%ダウンし電料の削減、CO<sub>2</sub>の削減でエコランプが長持ち、少ない電力で従来の照明と同じ明るさを維持などがあげられます。

LEDの導入については、最近の節電需要も相まって意識の高い状況となっております。その高まりは社会的なものと考えられますが、ただ問題は、従来の照明器具と比べて高値であることです。

町長は、6月の定例会の一般質問において「発光ダイオード(LED)照明、省エネ暖房機器などへの補助につきましては、今のところ考えておりません」と答弁さ



澤田議員



れましたが、私は、今後も継続されると思われる節電対策に対応するためには、早急に取り組む必要があると考えております。

例えば、町内の商店での購入を限定とし、対象額もある程度設定した中で補助することは、町内の商工振興への一端も担うものと思えますし、何より一軒でも多くの家でLEDに交換することで町内の節電につながると考えます。また、購入費の一部を補助する市町村も増えています。

これから新年度予算の編成時期となりますが、節電のためのLED照明、新エネ・省エネ暖房機器などの購入費用の一部を補助する事業について、町長の見解をお伺いします。

**答** 町長

LED照明機器等の購入に係る助成についてであります。全国の一部自治体において、省エネルギーに対する取り組みの一環として、購入費補助が行われておりますが、いずれも予算の範囲内で助成に限りがあり、対象は限られております。

6月の定例会でのご質問で、省エネ器具などへの助成は考えてい

ないとお答えいたしましたのは、LED照明機器などへの助成については、個々の様々な内容で購入する機器が異なることや、国内生産のLED蛍光管は、従来からの器具に合わないことで、器具の交換も必要となることから、助成は一部希望者に限定され、公平に行き渡らないことなどによるものでございます。

しかし、今後において、エネルギー消費の削減による、環境にやさしい町づくりのため、従来からの電球は消費電力も高く、LED電球に取替えることにより、消費電力を大幅に低減できるため、従来の電球からLED電球に取替えた場合の、LED電球購入費用について、1世帯当たりの交換個数や限度額のほか、一定の助成期間なども定めて、希望者に対する一部助成を検討したいと考えております。



**同意**

固定資産評価審査委員会

委員の選任

平成24年9月30日で任期満了となります。上田哲雄氏（3条東4丁

目）を引き続き委員に選任することと同意しました。



上田哲雄氏

教育委員会委員の任命

平成24年9月30日で任期満了となります。森脇幸司氏（5条西4丁目）を引き続き教育委員会委員に任命することに同意しました。



森脇幸司氏



**条例**

当麻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

この条例は、民法の改正に伴い、未成年後見人に法人を選任す

ることが可能となったため改正するものです。

改正内容は、開示請求等の手続きの規定に、法人の名称や事務所所在地などが追加されました。

当麻町防災会議条例の一部を改正する条例について

この条例は、災害対策基本法の改正に伴うもので、災害対策の強化を図るため改正するものです。

防災会議条例では、防災会議の委員に自衛官や自主防災組織の構成員などを追加しました。

また、災害対策本部条例では、法の改正に伴う引用条項の整理を行いました。



**契約**

工事請負契約の締結について

この契約は、公共下水道施設のうち、老朽化した機械及び電気設備を国の社会資本整備総合交付金事業で更新するもので、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、契約を締結するものです。入札の結果、電業・晴和経常建

設共同企業体が8,085万円で落札しました。

なお、工期は平成25年2月28日です。



## 専決処分

平成24年度当麻町一般会計補正予算(第3号)

現行の予算に675万5千円を追加し予算の総額を44億2,546万1千円とする専決処分を行ったため、議会の承認を求めたものです。

◎補正の内容

7月5日に発生した落雷によるケーブルネットワーク施設の機器損傷に伴う修繕料を増額しました。歳入では、災害共済金を増額補正しました。



## 補正予算

平成24年度当麻町一般会計補正予算(第4号)

現行の予算から1,627万4千円を減額し、予算の総額を44億918万7千円としました。

◎補正の主な内容

歳出では、議会費と総務費で、

東日本大震災の被災地視察に伴う旅費の増額、土木費の道路維持費で、積雪深等を計測する気象観測機器購入による増額、雪害機械の購入取り止めにより減額しました。

歳入では、道支出金と寄付金で増額、国庫支出金と町債を減額補正しました。

地方債では、北海道総合行政ネ

ットワーク更新整備事業の追加、雪害機械更新事業の廃止、臨時財政対策債等を変更しました。

平成24年度当麻町国民健康保険特別会計(医科診療施設勘定)補正予算(第1号)

現行の予算に241万1千円を追加し、予算の総額を9,421万1千円としました。

◎補正の内容

歳出では、患者送迎用の公用車更新と高感度のインフルエンザ検



インフルエンザ検査機

査機器購入により増額しました。歳入では、一般会計繰入金と繰越金を増額補正しました。

平成24年度当麻町水道事業会計補正予算(第1号)

現行の資本的収入に50万円追加し6,616万7千円とし、資本的支出に50万円を追加し1億616万円としました。

◎補正の内容

消火栓の改修箇所増加に伴い、資本的収入の工事負担金と資本的支出の配水施設費で増額補正しました。



## 報告

平成23年度当麻町決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により報告されました。

健全化判断比率の実質赤字比率は、一般会計の平成23年度実質収支額が2億970万5千円の黒字となり、実質赤字比率はありません。

連結実質赤字比率は、一般会計及び特別会計の実質収支額と公営

企業の水道事業会計及び公共下水道事業会計の資金不足・剰余額の合計が3億1,089万3千円の黒字となり、連結実質赤字比率はありません。

実質公債費比率は、平成21年度から23年度までの3カ年平均10.2%で、将来負担比率は、26.6%です。

資金不足比率は、水道事業会計が8,672万2千円、公共下水道事業特別会計は1万6千円の資金剰余額であり、いずれも資金不足比率はありません。

それぞれの指標は、健全であることを示しています。

例月出納検査の結果

監査委員より平成24年8月と9月に実施した検査結果が報告されました。

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検・評価

地方教育財政の組織及び運営に関する法律の規定により、報告書が提出されました。



## 意見書

# 地方の声を国政の場へ

第3回定例会で産業福祉常任委員会から提出されました意見書を可決し、内閣総理大臣ほか各関係省庁などに提出しました。なお、内容は次のとおりです。

## 地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土保全、水源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務付けられているが、そのうち3.8%を森林吸収量により確保するとしている。

このような中、「地球温暖化対策のための税」が平成24年10月に導入される一方、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「平成24年度税制改革大綱」において、「平成25年度実施に向けた成案を得るべく更に検討を進める」とされている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

### 記

二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「地球温暖化対策のための税」の一定割合を、森林面積に応じて譲与する「地方財源を確保・充実する仕組み」を早急に構築すること。

# 平成23年度 決算審査から

## 総額 69億4,067万円

平成23年度当麻町一般会計ほか5特別会計及び水道事業会計の決算は、議長と監査委員を除く全員で構成の『決算審査特別委員会（田澤委員長・山下副委員長）』を設置し審議しました。

審査の結果、各会計決算については、認定すべきものと決定しました。



田澤委員長

### 各会計 歳入・歳出 決算額

歳 入		歳 出	
24億5,023万1,000円	地方交付税	11億1,405万6,073円	総務費
5億2,054万4,588円	町 税	10億9,103万5,821円	民生費
4億8,223万8,275円	国庫支出金	6億6,241万1,714円	土木費
4億2,171万9,000円	町 債	5億3,706万5,820円	公債費
3億5,442万8,221円	道支出金	2億8,379万3,378円	衛生費
2億308万3,914円	繰越金	2億6,693万8,940円	教育費
4億4,890万3,463円	その他	7億976万5,770円	その他
48億8,114万8,461円	合 計	46億6,506万7,516円	合 計

### 国保特別会計

10億2,541万8,489円	事業勘定	10億1,612万3,508円
9,819万4,592円	医科診療施設勘定	9,765万9,486円
8,819万1,725円	後期高齢者医療特別会計	8,818万7,704円
8億1,993万9,523円	介護保険特別会計	8億1,532万1,930円
1億6,033万4,175円	公共下水道事業特別会計	1億6,031万7,783円

### 事業会計

総 収 益	総 費 用
1億2,278万4,306円	水道会計 9,796万7,426円

質 疑

総括質疑 7 会計

福山委員

問

健康福祉施設の過年度未収金については、監査委員の意見書にもあるように、平成22年度と23年度で同額となっており、全く進展しておりません。今の状況と今後の対応を伺います。

答

副町長

ヘルシーシャトーの未収金の関係ですが、この未収金以外にも税金等の未納金がございます。滞納整理機構とも協議しながら、まずは未収の税金を中心に収納を進めております。

問

加藤委員

町建設工事の落札率について、平成23年度は28件の事業があり、そのうち落札率94%以上の割合が67.8%となっております。

北海道新聞の記事には、一般論として94%以上であれば談合の可能性は極めて高いと指摘しております。

ます。

当麻町の高い落札率を見て、談合をやっているのではないかという声も寄せられておりますが、伺います。

答

町長

私どもは極めて公平に指名入札しておりますので、談合はないと思います。

「中央部5町議会議員研修会」が比布町で開催

上川中央部5町議会議員研修会が8月28日に比布町で開催されました。

今回は、上川農業試験場を視察し、「ゆめびりか」の生育と新しい食味評価法について説明を受けました。

また、研修会場の遊蕩びっぴで、「各町議会の取り組みと課題等について」各町議会の代表者による発表があり、議会改革の状況等が説明されました。



町政はあなたのために…

議会を傍聴しましょう



- 町議会の定例会は、年4回（3月・6月・9月・12月）開かれます。
- 町議会の臨時会は、必要に応じて随時開かれます。

次の定例会は12月です。お気軽においでください。

平成24年（8月7日開催）

# 第3回臨時会

財産の取得、工事請負契約の変更について審議しました。

（審議結果は17ページをご覧ください）



## 取得

### 財産の取得について

公営住宅ニュータウン団地の買取事業で、8月2日に公営住宅とらまグループ（西森建設㈱、石川建設㈱、㈱平野組、㈱アイエイ研究所）と1億9,904万円で仮協定書を締結し、地方自治法及び町条例の規定により議会の議決後、本協定を締結します。

今回の公営住宅買取事業は、国の社会資本整備総合交付金を活用し、買取方式により整備するものです。

事業者の選定方法は、透明性及び公平性の観点から「公募型プロポーザル方式」を採用しました。



公営住宅ニュータウン団地

取得する公営住宅は、木造2階建て1棟4戸を4棟、合計16戸で、付帯設備として、駐車場、ゴミステーション、融雪槽などがあり、建物を含め敷地全体が整備された後、買い取ります。事業期間は平成25年1月31日までです。



## 変更

### 工事請負契約の変更について

平成24年4月25日に議決し、26日に本契約を締結した当麻中学校校舎耐震補強工事について、契約内容の一部変更を生じるため、議会の議決を求めたものです。

内容は、不審者対策として電気錠の設置や、安全性確保のため教室の建具を強化ガラスとするなどの変更です。

契約金額は、302万8,200円を増額し、1億8,665万2,200円に変更しました。

# 議会のうごき

8月11日  
▼  
11月10日

8月

16日 万灯会法要（議長）  
23日 議会広報研修会（議会報編集委員・局長⇩札幌市）

9月

24日	上川中央部市・町議会議長会定例会議（議長⇩鷹栖町）
28日	上川中央部5町議会議員研修会（比布町）
29日	当麻町カントリーエレベーター利用協議会定期総会並びにカントリー操業安全祈願祭（議長）
31日	上川中央部町議会議事務局長会議（局長）
3日	総務文教常任委員会
4日	産業福祉常任委員会 産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会
10日	議会運営委員会 忠魂祭典
15日	全町敬老会
16日	当麻柏陽園敬老会（議長・庶務委員長）



18日～21日

第3回定例会

決算審査特別委員会

全員協議会

総務文教常任委員会

議会運営委員会

議員会役員会

松本民主党国対委員長代

理との意見交換会（議長

旭川市）

決算審査特別委員会

議員会

議会報編集特別委員会

10月

2日 上川町村議会事務局長前

期研修会（局長旭川市）

3日～5日

道外行政視察（岩手県大

槌町・山田町・宮古市）



7日 第7回とうま新米・新そばまつり

9日 議会報編集特別委員会

9日～10日

上川管内町村議会議長研

修会（議長美瑛町）

11日～12日

町村議会事務研究会（局

長札幌市）

14日～15日

東京当麻会の集い（議長

旭川市）

20日

当麻町開拓120年記念

未来につなぐ町民植樹祭



24日 議会報編集特別委員会

29日 上川中部消防組合議定会

例会（組合議員旭川町）

11月

2日 議会報編集特別委員会

3日 当麻町生涯学習フェステ

イバル

5日 上川管内町村議会議員研

修会（旭川市）

## 委員会活動

各委員会の活動についてお知らせいたします。

7日

新規担い手就農者を祝う

会（正副議長・産業福祉

委員長）

10日

当麻町開拓120年記念

公演

9月18日

○陳情書・意見書について

### 産業福祉常任委員会

9月4日

○当麻町教育委員会委員の任命に

ついて

○当麻町固定資産評価審査委員会

委員の選任について

○農作物の生育及び出荷状況につ

いて

○森林整備地域活動支援交付金事

業について

○建設工事の進捗状況について

○汚水中継ポンプ所施設等整備工

事について

○陳情書・意見書について

### 議会運営委員会

9月10日

○第3回定例会の運営について

○特別委員会の設置について

○意見書の提出について

○議員の派遣について

○閉会中の所管事務調査の申し出

について

○会期及び日程について

9月18日

○第3回定例会の運営について

9月3日

○当麻町教育委員会委員の任命に

ついて

○当麻町固定資産評価審査委員会

委員の選任について

○当麻町個人情報保護条例の一部

を改正する条例について

○当麻町防災会議条例の一部を改

正する条例について

○当麻町災害対策本部条例の一部

を改正する条例について

○当麻町教育委員会の権限に属す

る事務の管理及び執行状況の点

検・評価について

○陳情書・意見書について

## 議案審議の結果

## 第3回 定例会

事件番号	件名	結果	議決月日
承認第2号	専決処分の承認を求めることについて	承認	9月18日
同意第3号	当麻町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	
同意第4号	当麻町教育委員会委員の任命について	同意	
議案第50号	当麻町個人情報保護条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第51号	当麻町防災会議条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第52号	当麻町災害対策本部条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第53号	工事請負契約の締結について	原案可決	
議案第54号	平成24年度当麻町一般会計補正予算（第4号）	原案可決	
議案第55号	平成24年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）補正予算（第1号）	原案可決	
議案第56号	平成24年度当麻町水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
報告第3号	平成23年度当麻町決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について	報告	
認定第1号	平成23年度当麻町一般会計決算認定について	認定	9月21日
認定第2号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（事業勘定）決算認定について		
認定第3号	平成23年度当麻町国民健康保険特別会計（医科診療施設勘定）決算認定について		
認定第4号	平成23年度当麻町後期高齢者医療特別会計決算認定について		
認定第5号	平成23年度当麻町介護保険特別会計決算認定について		
認定第6号	平成23年度当麻町公共下水道事業特別会計決算認定について		
認定第7号	平成23年度当麻町水道事業会計決算認定について  （決算審査特別委員会付託（7件））		
意見案第2号	地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実にする仕組み」の構築を求める意見書の提出について	原案可決	
	議員の派遣について	承認	
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務文教常任委員会） （産業福祉常任委員会） （議会運営委員会）	承認	



## 議案審議の結果

## 第3回 臨時会

事件番号	件名	結果	議決月日
議案第48号	財産の取得について	原案可決	8月7日
議案第49号	工事請負契約の変更について	原案可決	

## 議案の採決結果

	福山議員	山下議員	田澤議員	長瀬議員	善光議員	日下副議員	成田議員	前田議員	澤田議員	加藤議員	中港副議長	大川議長
議案第48号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第49号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
承認第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
同意第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第50号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第51号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第52号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第53号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第54号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第55号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
議案第56号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第3号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第4号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第5号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第6号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
認定第7号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
意見第2号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—

○=賛成 X=反対 欠=欠席 ただし、議長は職務上、採決に参加していません。

(議席順)

## 産業福祉常任委員と

## 森林組合役員との懇談会

産業福祉常任委員と森林組合役員との懇談会を9月4日「農業合同事務所」で開催しました。

今回は、間伐作業の状況と製材工場視察の後、森林組合代表理事組合長中瀬百氏から森林組合の状況や今後の課題・計画等について説明があり、その後、「民有林の現状と今後について」というテーマで、産業経済常任委員と森林組合役員で国産材の利用拡大と森林・林業再生運動について熱心な議論が交わされました。



## あとかき

10月に実施した議員の道外視察で、東日本大震災の被災地である岩手県の大槌町、山田町、宮古市を訪れた。震災後の復旧・復興状況の視察である。現地で担当職員から震災当時の状況を聞いた。地震と大津波が防潮堤を破壊し多くの人命と財産を奪い去り、町は壊滅的な打撃を受けてしまった。避難用の防災センターも役には立たなかったとの事でした。話を聞き、災害に対して安全神話などは決して無いのだと思ひ知らされた。その現場は今、コンクリートの基礎部分だけを残して一面原野の様になっているが、ここに数百軒の住宅や商店があり、人々の生活の場であったかと思うと、想像するだけで言葉も出ない。

復旧・復興計画も動き出している。防潮堤の整備、土地の嵩上げ、住宅の高台移転等が計画されているが、復興までには長期にわたる年月と莫大な経費が掛かると思われる。国と国民の全面的な支援なくしては成し遂げられないと実感した。多くの困難を乗り越え一日も早く復興される事を願いながら帰町した。

意義深い研修であった。今回得た事は今後のまちづくり、特に今作威中の町の防災計画には生かしていきたいと考えています。さて、今号は第3回定例会を中心に編集しております。議会報に対するご意見等がありましたら是非お寄せください。(善光)



委員長 善光 英治  
副委員長 前田 滋  
委員 中港 三夫  
" " 田澤 千夫  
" " 田澤 千夫  
" " 田澤 千夫